

特別養護老人ホーム センリょう万両 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人アパティア福祉会が開設する特別養護老人ホームセンリょう万両（以下、「施設」という。）が行う適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「入居者」という）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）を提供することを目的とします。

第2条（施設の目的及び運営の方針）

- 1 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に入れ、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 特別養護老人ホームセンリょう万両
- 二 所在地 愛知県豊川市千両町上西谷75-1

第4条（利用定員）

- 1 施設は、その入居定員を100名とする。（ユニット型個室 100名）
- 2 ユニット数は10ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第5条（職員の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一 管理者 1人（常勤専従）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員へ指導監督する。

二 医師 1人（非常勤専従）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

三 生活相談員 1人（常勤専従）

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談に関することとする。

四 介護及び看護職員 常勤換算法で、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とします。

介護職員 50人以上（常勤換算）

うち、ユニットリーダー研修修了者8人（常勤専従8人）

看護職員 4人以上（常勤換算）

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

また、ユニットリーダーの職務は、入居者にとってユニットを暮らしの場にする責任者及びまとめ役とし、以下の役割を担います。

- ・入居者の把握と情報の共有を行います。

既往歴、生活歴、性格、生活のリズム、嗜好の把握。介護職員、家族との情報共有。適切なアセスメントを行い、適切なケアが提供されているかを把握する。

- ・職員のマネジメント・サポートを行います。

介護職員の技量とケア内容を把握し、それに応じた指導やアドバイスを行う。

- ・ユニットのマネジメントを行います。

ミーティングの実施、管理者への連絡・調整など、ユニットが暮らしの一つの単位として存続する為の運営・マネジメントを行う。

五 管理栄養士 2人（常勤専従）

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメントの計画作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理に携わる職員を指導して給食業務を行います。

六 機能訓練指導員 1人（常勤専従）

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行います。

七 介護支援専門員 1人（常勤専従）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、施設サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などを行います。

八 事務員 1人（常勤専従1名）

事務員の職務は、庶務及び会計事務とします。

第3章 設備及び備品等

第6条（居室）

- 1 施設が提供する居室は個室とし、入居の際に選択するユニットおよび居室は、入居者の希望およ

び空床状況等により、施設が決定するものとします。

2 居室にはベッド・ブザー等を備品として備えています。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けるものとします。

第7条（共同生活室）

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造をもつこととします。

第8条（調理室）

火気を使用する部分は、不燃材料を用います。

第9条（医務室）

医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けています。

第10条（浴室）

浴室は、各ユニットにプライバシーに配慮した一般浴槽を設けています。また、身体状況により、一般浴槽で入浴が困難な場合にも対応ができる特殊浴槽を設けています。

第11条（洗面設備）

洗面設備は、全居室に洗面所を設けています。

第12条（便所）

便所は、共同生活室内の分散された三ヶ所に設けています。

第13条（事務室）

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備えます。

第14条（その他の設備）

施設は、設備としてその他には、汚物処理室、介護材料室、相談室、宿直室、エレベーターなどを設けています。

第4章 契約及び運営

第15条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第16条（受給資格等の確認）

- 1 施設は、施設サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとします。
- 2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとします。

第17条（稼働日）

施設の利用可能な日は毎日とします。休日についてはこれを設けません。

第18条（入居）

- 1 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して施設サービスを提供します。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否しません。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

第19条（退居）

- 1 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。
- 2 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。
- 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第20条（入退居記録の記載）

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとします。

第5章 施設サービス

第21条（施設サービスの取り扱い方針）

- 1 施設は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。
- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、施設サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一

的なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

第22条（施設サービス計画の作成）

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、施設サービスの目標とその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

第23条（介護の内容）

- 1 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。
- 2 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭を行います。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥そうが発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、入居者の負担により、職員以外の者による介護を受けさせません。

第24条（食事の提供）

- 1 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。
- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食	7 : 3 0	～	9 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 4 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0	～	2 0 : 0 0

第25条（相談及び援助）

- 1 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。
- 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行います。

第26条（社会生活上の便宜の供与等）

- 1 施設には、入居者の嗜好に応じた教養娯楽設備等を備えるほか、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援します。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

第27条（虐待防止に関する事項）

- 1 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 虐待防止のための指針の整備。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第28条（身体拘束）

- 1 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内

容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うこととします。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

第29条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第30条（健康管理）

施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第31条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後概ね三ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、当該入居者本人及びその家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第32条（利用料）

- 1 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

第33条（その他費用）

- 1 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用を徴収する。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とします。
 - 一 居住費 2,066円（1日あたり）
 - 二 食費 1,445円（1日あたり）
 - 三 事務管理費 1,000円（1ヶ月あたり、税抜）
内訳 預金通帳の保管、各種保険証の保管、各種手続き等
 - 四 電気製品持込料 1,000円（1ヶ月あたり、税抜）

五 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

行事食（敬老会、夏祭り、茶話会等） 1食 1,650円

六 教養娯楽費 実費

七 理美容代 実費

八 その他、本人が負担することが妥当なもの

2 施設は、前号各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書等を入居者に対して交付することとします。

第34条（利用料の変更等）

1 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第6章 留意事項

第35条（面会時間）

面会時間は、原則9時～20時までとします。

第36条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所と時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第37条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第38条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂きます。

第39条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診していただきます。

第40条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第41条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第42条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章 職員の服務規程と質の確保

第43条（従業者の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第44条（衛生管理）

1 職員は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水についての衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒の発生及びまん延防止のために次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を三ヶ月に一回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年二回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第45条（職員の質の確保）

施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第46条（個人情報の保護）

- 1 施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第8章 緊急時、非常時の対応

第47条（緊急時の対応）

職員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第48条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行います。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録をするものとします。
- 3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第49条（非常災害対策）

- 1 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年二回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

- 3 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努めます。
- 4 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底します。

第50条（業務継続計画の策定等）

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第9章 その他

第51条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携や協力を行うなど、地域との交流を深めます。

第52条（勤務体制等）

- 1 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めます。
- 2 入居者に対する施設サービスの提供は、職員によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備をします。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内に1回以上
 - 二 継続研修 年2回以上

第53条（記録の整備）

- 1 施設は、施設、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第54条（虐待防止のための措置に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第55条（苦情処理）

- 1 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 施設は、提供する施設サービスに関して、介護保険法第23条の規定により関係機関からの文書の提出・提示の求め、又は関係機関職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。関係機関からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。
- 3 施設は、施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、愛知県国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、愛知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第56条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第57条（協力医療機関等）

- 1 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。
- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第58条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 1 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。
- 2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

第59条（その他）

この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則 この規程は、平成30年 4月1日から施行します。
この規程は、平成30年11月1日から施行します。
この規程は、平成31年 4月1日から施行します。
この規程は、令和 1年 7月1日から施行します。
この規程は、令和 1年10月1日から施行します。
この規程は、令和 2年 6月1日から施行します。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行します。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行します。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行します。